



担当 宮原共同事務センター

日増しに暑さが厳しくなってきました。今月は、夏季における休暇等を中心に紹介をします。

休暇等の取得の際には諸帳簿へ事前に記入・提出し、承認を受けましょう。



県費負担職員

◆夏季における休暇等について

休暇等の種類（申請できる期間）	申請できる日数	処理簿
夏季休暇（7/1～9/30）	原則として連続する3日以内 【1日を単位とする】	特別休暇票
夏季厚生計画（7/1～9/30）	2日以内 【1日を単位とする】	職務専念義務免除承認票

◆特別休暇票・職務専念義務免除承認票の記入例

（勤務時間8:15～16:45 休憩時間12:15～13:00の場合）

特別休暇票

◇夏季休暇

◇交通遮断休暇

→

→

申請欄														
申請日		期 間						時 数			事 由	申請印		
月	日	か	ら	ま	で	日	時	分	日	時	分	第24号 夏季休暇	印	
7	19	8	14	8	15	8	16	16	45	3				
9	15	9	15	8	15	9	15	9	25	1	10		第2号 強風による安芸灘大橋通行止め	印

職務専念義務免除承認票

◇夏季厚生計画

◇人間ドック等
（必要な時間）

◇健康診断等再検査
（1回のみ）

◇器官別検診

◇リフレッシュ厚生計画

→

→

→

→

→

→

申請欄														
申請日		期 間						時 数			事 由	申請印		
月	日	か	ら	ま	で	日	時	分	日	時	分	夏季厚生計画参加	印	
7	19	7	24	8	15	7	25	16	45	2				
7	27	7	28	8	15	7	28	16	45	1			指定年齢検診 人間ドック	印
8	1	8	3	8	15	8	3	12	15		4		健康診断再検査	印
8	4	8	8	13	45	8	8	16	45		3		レディース検診	印
8	8	8	23	8	15	8	25	16	45	3			リフレッシュ厚生計画参加	印

対象者…4月1日現在 満40歳・満50歳の方 連続3日以内（休日をはさんでの分割は可能）

業務の都合により、該当年度に参加できなかった場合は、翌年度に限り参加することができます。

※ 呉市教職員定期健康診断は、「出張」です。

◆教員免許状更新講習について

教員免許状更新講習を受講する場合は、普通研修承認簿によって校長の承認を得て、受講後は研修報告書を提出しましょう。



◆海外旅行について

海外旅行をする場合は、旅行届を校長に提出しましょう。校長の3日を超える私用旅行は、国内旅行でも教育委員会へ旅行届の提出が必要です。

県費非常勤職員(勤務時間制)

1か月の勤務時間が116時間15分以上の任用、もしくは、1か月の勤務日数が20日以上非常勤講師は夏季休暇が取得できます。

市費支弁職員

◆特別休暇について

休暇等の種類 (請求できる期間)	請求できる日数	任用形態
夏季休暇 (7/1～9/30)	できるだけ連続する3日 1日又は30分を単位とする	正規職員, 再任用職員
自主研究休暇 (通年)	3日 1日又は30分を単位とする	正規職員, 再任用職員
	2日 1日又は30分を単位とする	学校業務嘱託, 非常勤職員(週28時間以上勤務するパート職員を含む)
ボランティア休暇 (通年)	3日 1日又は30分を単位とする	正規職員, 再任用職員

◆特別休暇票の記入例

(正規職員, 再任用職員, 非常勤職員 勤務時間8:15～16:45 休憩時間12:15～13:00の場合)

(学校業務嘱託 勤務時間8:15～16:30 休憩時間12:00～13:00の場合)

正規職員, 再任用職員	期 間	符 別 休 暇							理 由 欄	請求印
		療休	長療	産休 産補	生理	忌引	公傷	その他		
◇夏季休暇 →	8月14日 時 分	3日 時間							✓ 夏季休暇	印
	8月16日 時 分									
◇自主研究休暇 →	8月1日 時 分	3日 時間							✓ 自主研究休暇	印
	8月3日 時 分									
学校業務嘱託, 非常勤職員 (週28時間以上勤務するパート職員を含む) ◇自主研究休暇 ↗	7月26日 8時 15分	日							✓ 自主研究休暇	印
	7月27日 16時 30分	15時間								
	7月28日 8時 15分	日							✓ 自主研究休暇	印
	7月28日 9時 15分	1時間								

※学校業務嘱託が自主研究休暇を取得する場合、「請求できる日数」の1日は8時間とする



出張の用務開始時刻について

Q 用務開始時刻とは、受付の開始時刻のことか。それとも会議等の開始時刻のことか。

A 用務が開始する時刻は、会議等の開始時刻のことであり、受付の開始時刻ではない。